



2024年5月15日

各位

会社名 石原ケミカル株式会社
代表者名 代表取締役社長 酒井 保幸
(コード番号 4462 東証プライム市場)
問合せ先 取締役管理本部長兼総務部長
山口 恭正
(TEL 078-682-2311)

株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、2024年6月26日開催予定の第86回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）における議案について株主提案（以下、「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面（以下、「本株主提案書面」といいます。）を受領いたしました。本日開催の取締役会において、本株主提案について反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案株主

株主名：Nippon Active Value Fund plc

2. 本株主提案の内容

(1) 議題

- ① 自己株式取得の件
- ② 社外取締役の員数に関する定款変更の件

(2) 議案の内容

別紙「本株主提案の内容」に記載のとおりです。

なお、別紙「本株主提案の内容」は、提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載したものであります。

3. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

(1) 「自己株式取得の件」

① 当社取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

② 反対の理由

当社は、健全な経営基盤を維持するため内部留保の充実を図るとともに、内部留保資金については、研究開発、新規事業・新技術開発、M&Aなど将来の企業価値を高めるための投資に優先して充当することを基本的な方針としております。当社の中期経営計画においても、中長期的な企業価値向上に向けて、隣接分野や新地域への参入を含めた重点課題を設定しており、今後も積極的に投資を行ってまいります。

また、当社は、業績に裏付けられた安定的で継続的な配当を行うことを基本としつつ、業績に応じた増配を検討するなど、弾力的な還元策を図るとともに、配当に加えて自己株式取得も機動的に組み合わせて行うことにより、実質的な株主還元の一層の強化を図る方

針としております。なお、当社定款第7条には、取締役会の決議によって自己株式取得を行うことができる旨の定めが置かれておりますので、株主総会でご決議いただくことなく、機動的に自己株式取得を行うことが可能です。

これらの方針のもと、当社は、毎年継続的に増配を重ねるとともに、自己株式取得も機動的に随時行っており、直近の3事業年度においては、2021年7月に200,000株（取得価額の総額451百万円）、2022年5月に422,000株（取得価額の総額527百万円）、2023年2月1日から2023年9月22日の期間においては334,600株（取得価額の総額499百万円）の自己株式を取得しております。また、2024年5月15日開催の取締役会においても自己株式取得の決議をし、2024年5月16日から2024年10月31日の期間において、取得し得る株式の総数250,000株（上限）、株式の取得価額の総額500,000,000円（上限）とする自己株式の取得を行います。

今後も、上記方針に基づき、研究開発投資や新規事業への投資などにより中長期的な企業価値向上に向けて取り組むとともに、業績に裏付けられた安定的な配当を含めた株主還元強化を図ってまいります。

一方、本定時株主総会終結の時から1年以内に株式総数1,597,000株、取得価額総額2,794百万円の自己株式を取得するとする本株主提案は、当社の上記方針や2024年3月期実績の親会社株主に帰属する当期純利益が1,906百万円であることなどを踏まえると、過大な自己株式取得を想定したものであり、当社株式の流動性に鑑みても不適切なものであると考えております。

以上のことから、当社の上記方針の下、当社株式の取引状況や株価動向も踏まえながら、機動的に随時自己株式の取得を実施することが適切であると考えております。

したがって、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

（注）当社は、2021年10月1日付で1：2の株式分割を実施しております。

（2）「社外取締役の員数に関する定款変更の件」

① 当社取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

② 反対の理由

当社においては、取締役候補の指名を行うに当たっては、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する人物を選定することを基本として、独立社外取締役の助言・意見を得たうえで、取締役会において決定しており、企業経営等の豊富な経験・実績や高い専門性・知識を有するなど当社の取締役として貢献が期待できる人物を指名することおよび、バランスよく取締役が構成され取締役会としての役割・責務を実効的に果たすための多様性と適正な人員数を確保することとしております。また、監査等委員である取締役については、財務・会計に関する十分な知見を有している者を1名以上選任することとしております。

このような方針に基づいて選任された取締役で構成する取締役会において、「成長路線の創造」をテーマに、自己開発、商品開発、市場開発の「三つの開発」を企業理念とし、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の向上を図るべく、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行い、業務執行の決定を行っております。

現在、当社取締役の総数は監査等委員である取締役を含め12名で、その3分の1にあたる4名が独立社外取締役であり、本定時株主総会において、会社提案の取締役選任議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き取締役の総数は監査等委員である取締役を含め12名となり、その3分の1にあたる4名が独立社外取締役となります。

会社提案の取締役候補者（独立社外取締役を除きます。）7名は、いずれも当社事業に精通しており、それぞれ営業、マーケティング、研究開発、生産・購買、財務、人事・労務等の豊富な経験・実績や高い専門性・知識を有しております。また、現任の独立社外取締

役4名のうち、1名は経営コンサルタント、1名は税理士、2名は公認会計士で上場会社の社外取締役経験者（うち1名は女性）として、豊富な経験と専門知識を有しているとともにコーポレート・ガバナンスにも深い知見を有しております。

当社が本定時株主総会の取締役選任議案において提案する取締役候補者から構成される取締役会は、十分な独立性が保たれているとともに、当社の中期経営計画の達成に向けた経営の執行を監査・監督するにあたり、取締役会としての役割・責務を実効的に果たすための多様性を備えた構成であり、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の向上に資するものと考えております。

一方、本株主提案のように、取締役の過半数は社外取締役とするという主旨の規定を定款に定めることは、時宜に応じて最適な取締役会を構成するうえでの妨げとなり、取締役会のスキルの多様性、経営の柔軟性にも支障をきたす可能性があると考えております。

したがって、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

以上

(別紙、「本株主提案の内容」)

※提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載しております。

第1 提案する議題

- 1 自己株式取得の件
- 2 社外取締役の員数に関する定款変更の件

第2 議案の要領及び提案の理由

1 自己株式取得の件

(1) 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数1,597,000株、取得価額の総額金2,794,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

当社は2023年1月31日の取締役会決議において、2023年2月1日から2023年9月30日までの期間に発行済株式総数(自己株式を除く)の2.62%、400,000株を上限とし、取得価額の総額の上限5億円とする自己株式の取得を決議しており、当社が株主還元の拡充及び資本効率の向上に向けた対策を実施している点は一定の評価が出来るものです。過去1年当社の株価は緩やかな上昇傾向にあるものの、市場は当社の対策がまだ不十分であると評価しているものと言えます。そこで、更なる当社の株主還元の拡充及び資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数(自己株式を除く)の約10%を自己株式として取得し、会社法第178条に基づき消却する施策を採用すべきと考えます。

2 社外取締役の員数に関する定款変更の件

(1) 議案の要領

当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第17条を下記の通り変更する。

変更前	変更後
(員数)	(員数)
第17条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、8名以内とする。	第17条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、8名以内とする。
2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。	2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。
3 (新設)	3 当社の取締役の過半数は、会社法第2条第1項第15号に規定する社外取締役とする。

(2) 提案の理由

コーポレートガバナンス・コード原則4-8は、「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも3分の1以上選任すべきである。また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。」と規定しています。また、コーポレートガバナンス・コード原則4-7は、独立社外取締役の役割・責務の一つとして、「経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること」を挙げています。当社は、取締役12名のうち社外取締役は4名となっており、3分の1以上の要件も満たしていませんでしたが、より積極的に取締役の過半数を社外取締役とすることで、資本効率を上げ、株主還元を

図り、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するガバナンス体制を整えることができると考えます。また、社外取締役の人数のみならず、社外取締役の資質についても、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与することができる人材が必要であり、この点、高度の経験とスキルを有するアナリストの登用を検討すべきと考えます。

「アナリストとして高い経験とスキルを持つ人材」の登用は、外部投資家・株主の目線を取締役会にもたらすと同時に、健全なリスクテイクを通じた企業価値向上に資する効果的な手段と考えます。本来、上場企業の取締役会と投資家・株主は企業価値の長期的な向上という同じ目標を共有しながら、不幸にも日本においては両者が対立的な構図でとらえられることも少なくありません。上述の経験・スキルを持つ取締役が取締役会の議論・意思決定に参画することは、健全なリスクテイクと資本配分、そして市場とのより良いコミュニケーションを通じて取締役会と株式市場の関係を本来の建設的なものにすると考えます。しばしば銀行出身者や会計士が取締役のスキルマトリックスのファイナンス部分を担うと説明されますが、「健全なリスクテイク」を促す観点からは会計や負債市場の専門性だけでは不十分であり、そこにエクイティ市場の専門家を登用する意義があるものと考えます。

以上